

健康サポート薬局の 手続きに関する手引き

令和元年6月11日

福島県

福島市

郡山市

いわき市

【はじめに】

健康サポート薬局とは、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を備えた薬局のうち、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局を指します。地域住民の健康意識を高め、健康寿命の延伸に貢献していくために、健康サポート薬局には、安心して立ち寄りやすい身近な存在として、地域包括ケアシステムの中で、多職種と連携して、地域住民の相談役の一つとしての役割を果たすことが求められています。

「健康サポート薬局」と称するためには、事前にその薬局を管轄する保健所に変更届書を提出し、審査を受けて書類が受理されていなければなりません。

変更届書の提出にあたっては、所定の添付書類が必要となりますので、この手引きを参考として準備してください。

1 健康サポート薬局の表示の開始に関する手続き【変更届書の提出】

(1) 提出先

保健福祉事務所（保健所）名	所在地	電話番号
県北保健福祉事務所 （県北保健所 医療薬事課）	福島市御山町 8 番 30 号	024-534-4103
県中保健福祉事務所 （県中保健所 医療薬事課）	須賀川市旭町 153-1	0248-75-7817
県南保健福祉事務所 （県南保健所 医療薬事課）	白河市郭内 127 番地	0248-22-5479
会津保健福祉事務所 （会津保健所 医療薬事課）	会津若松市追手町 7 番 40	0242-29-5512
南会津保健福祉事務所 （南会津保健所 医療薬事課）	南会津郡南会津町田島字天道沢 甲 2542-2	0241-63-0306
相双保健福祉事務所 （相双保健所 医療薬事課）	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1330
福島市保健所 総務課 医事 薬事係	福島市森合町 10 番地 1 号	024-597-6221
郡山市保健所 総務課 医事薬 事係	郡山市朝日二丁目 15-1	024-924-2120
いわき市保健所 総務課 医事 薬事係	いわき市内郷高坂町四方木田 191 番地	0246-27-8590

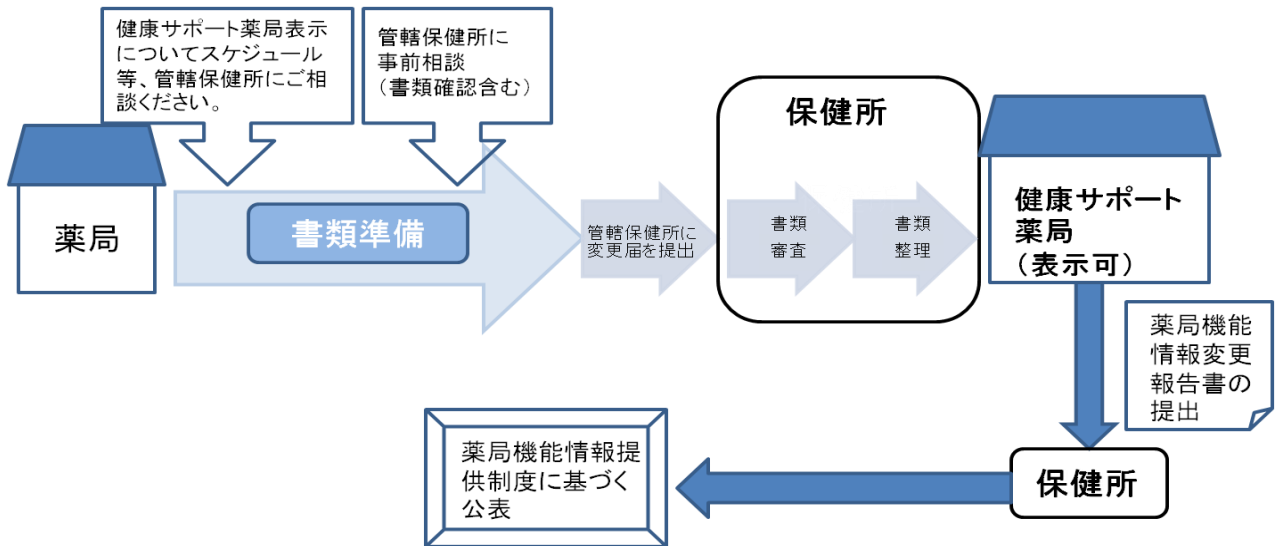
(2) 提出部数

1 部（収受印を押印した控えが必要な場合は、2 部作成し、そのうちの 1 部には「控」と記載してください。）

(3) 提出日

書類の審査には時間がかかります。書類が整った時点（正式な届出前）で、薬局の所在地を管轄する保健所へ連絡し、事前に調整をお願いします。

- ・健康サポート薬局の表示を検討する際は、早い段階で薬局の所在地を管轄する保健所にご相談ください。
- ・健康サポート薬局である旨の表示を行う場合は事前の届出が必要です。
- ・基準に適合しているか書類審査には時間を要する可能性があります。



(4) 提出書類

No.	書類名称	内容
1	変更届書	收受印を押印した控えが必要な場合は、2部作成し、そのうちの1部には「控」と記載してください。
2	チェック表	添付書類を自己点検し、口欄に ^{チェック} ✓を入れてください。全て☑が付くことを確認のうえで届け出てください。
3	添付書類	チェック表の番号に対応する添付書類が分かるように付箋を付けてください。(付箋記載例：I-2等) 研修修了証の写しについては、管轄保健所に原本を提示して照合を受けてください。
4	返信用封筒	【任意添付】変更届書の控えの返送を希望する場合は、宛先を記載し切手を貼付した封筒を添付してください。

(5) その他

薬局機能情報変更報告書を管轄する保健所に提出し、ふくしま医療情報ネット (<https://www.ftmis.pref.fukushima.lg.jp/>) において、「健康サポート薬局である旨の表示」を「有」とする旨の変更申請をしてください。

2 変更届書受理のお知らせ

他の変更届書と同様、変更届書が受理されたことについては、届出者へお知らせいたしません。（変更届書に不備がある場合は管轄保健所から書類の修正・差し替える等の連絡をいたしますので、速やかに対応してください。対応が不十分な場合は当該変更届書を受理できません。）

変更届書が受理され、薬局機能基本情報等報告書が提出されますと、ふくしま医療情報ネットにおいて、健康サポート薬局である旨の表示に関する申請が承認され、薬局機能情報が更新されますので、そちらで確認をしてください。

なお、変更届書2部と返信用封筒（切手付）を提出した場合には、変更届書を受理した後に1部を控えとして返送します。

3 届出内容の変更に係る手続きの要否について

届出内容に変更を生じた場合、薬局に係る変更届書の提出が必要となる場合がありますが、健康サポート薬局に係る変更届書の提出は不要です。

なお、変更を生じた結果、研修修了薬剤師が常駐できなくなったり、直近1年間に在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績がなくなったり、平日の開店時間が連続8時間を下回るなど、健康サポート薬局としての要件を満たさなくなる場合は、あらかじめ「健康サポート薬局である旨の表示を止める」ことを変更届書により届け出る必要がありますので、注意してください

4 過去1年間の在宅実績の引継について

法人の合併・分割・事業譲渡等で薬局の許可を取り直す場合であって、当該法人の変更による薬局開設者の変更だけであり、健康サポート薬局としての機能や薬局の所在地、薬局に勤務する薬剤師が全く変わらない等体制が引き継がれている場合は、原則として、薬局開設者変更前の実績を当該薬局の実績とみなすことができます。

5 参考資料について

(1) 連携先リストに係る在宅医療・介護連携推進事業者欄の記載【P13、P14】

県内各市町村の在宅医療・介護連携推進事業の実施時期や事業スキームを掲載しています。

① 届出時点で事業を実施している自治体に所在する薬局においては、自治体名を記載するのではなく、事業実施団体（民間企業・NPO・協同組合・社会福祉法人・ボランティア等）を記載してください。

② 届出時点で事業を実施していない自治体に所在する薬局においては、届出時に記載する必要はありませんが、自治体の事業開始予定に合わせて事業実施団体（民間企業・NPO・協同組合・社会福祉法人・ボランティア等）を記載してください。

(2) 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト【P10、P11】

国の施行通知では、衛生材料及び介護用品等の備蓄品目は示されていませんが、国が想定しているリストを掲載しますので、備蓄品目選定の参考としてください。

なお、健康サポート薬局制度の趣旨を踏まえて、備蓄品目は最低限ではなく、幅広く様々な要望に対応できるように選定していただくようお願いします。

(3) 届出前に以下の厚生労働省告示及び通知等を熟読してください。

- ①医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成28年2月12日厚生労働省告示第29号）
- ②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について（平成28年2月12日薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）
- ③健康サポート薬局に関するQ&Aについて（平成28年3月29日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）
- ④健康サポート薬局に関するQ&Aについて（その2）（平成29年4月21日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）
- ⑤健康サポート薬局に関するQ&Aについて（その3）（平成29年12月25日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）
- ⑥健康サポート薬局のあり方について（平成27年9月24日健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会取りまとめ）

様式第六

変 更 届 書

業 務 の 種 別		薬局	
許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日		○保第 号 ・ 平成(令和) 年 月 日 <small>※年月日には現在の許可の有効期間の始期を記載</small>	
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名 称		
	所 在 地	〒 ー	
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	健康サポート薬局である旨の表示	無	有
変 更 年 月 日		令和 年 月 日	
備 考			

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事業所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

必ず変更届けを提出前に薬局の所在地を管轄する保健所にご相談ください。

㊞

担当者氏名 _____

連絡先 _____

福島県知事、福島市保健所長、郡山市保健所長またはいわき市長 殿

(注意) 添付書類には、チェック表に対応した番号を記載した付箋を貼付してください。

健康サポート薬局に係る変更届書添付書類一覧チェック表

1 省令手順書（体制省令第1条第2項第3号の規定）

No.	設問	解説	確認欄
I かかりつけ薬局の基本的機能			
1 省令手順書（体制省令第1条第2項第3号の規定）			
(1)	省令手順書に以下の項目に係る記載があるか。	<p>①～⑬までの全項目が手順書に盛り込まれていること。</p> <p>施行通知を丸写しするだけでなく、薬局の実情に応じた手順を記載すること。</p> <p>手順書において、様式や使用するパンフレット類との紐付を行うこと。</p>	
①	患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。		
②	患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。		
③	患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。		
④	患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。		
⑤	患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと。		
⑥	毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと。		
⑦	患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。		
⑧	お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること（医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自身で購入した薬の記入等）。		
⑨	お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること。		
⑩	薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。		
⑪	開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること。		
⑫	医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。		
⑬	上記の③～⑥、⑩～⑫の実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。		
2 薬剤師の勤務表			
(1)	勤務表には薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間が記載されているか。	<p>何曜日の何時に来局すれば、かかりつけ薬剤師がいるか明確に患者が理解できる勤務表であること。</p>	
(2)	薬局内で患者に薬剤師の勤務表が明確に理解できるように提示されているか。		
3 お薬手帳の説明又は指導のための適切な資料			
(1)	意義、役割及び利用方法が明記されているか。	「お薬手帳（電子版）の	

			運用上の留意事項について」(平成 27 年 11 月 27 日付け薬生総発 1127 第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)を参照のこと。
4 かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料			
(1)	以下の内容が記載されている資料か。		資料には、「かかりつけ薬剤師」及び「かかりつけ薬局」の文言がそれぞれ記載されていること。
①	患者の薬剤服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的かつ継続的に把握し、次のような処方内容のチェックを受けられる。 ・複数診療科を受診した場合でも、多剤・重複投薬等や相互作用が防止される。 ・薬の副作用や期待される効果の継続的な確認を受けられる。		
②	在宅で療養する場合も、行き届いた薬学的管理及び指導を受けられる。		
③	過去の服薬情報等が分かる薬剤師が相談に乗ってくれる。また、薬について不安なことがあれば、いつでも電話等で相談できる。		
④	丁寧な説明により、薬への理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しが防止される。これにより、残薬が解消される。		
5 24時間対応に係る事前に患者等に対して説明し交付するための文書			
(1)	当該薬局の薬剤師に対して 24 時間直接相談できる連絡先電話番号等、緊急時の注意事項等(近隣の薬局との連携体制の構築している場合は、その薬局の所在地、名称、連絡先等電話番号等を含む。)が記載されているか。(薬袋への記載でも可。)		単に連絡先が記載されているだけでなく、24時間直接相談できる旨が明記されていること。
6 在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類			
(1)	以下の書類が添付されているか。		1名の在宅患者に係る実績について、①②の資料を添付すること。
①	直近1年間の薬剤服用歴の記録の写し		
②	直近1年間の薬学的管理指導計画書の写し		
(2)	上記①②は、直近1年以内の書類か。		直近1年とは、変更届書の提出年月日から過去1年以内とする。
7 医療機関に対して情報提供の際の文書様式			
(1)	以下の内容を記載できる様式であるか。		①～③は、欄として設けられていなくても、それらを記載することが注釈等で明記されていれば可とする。
①	患者が薬剤の用法及び用量に従って服薬しているか否かに関する状況		
②	服薬期間中の体調の変化等の患者の訴えに関する情報		
③	患者に自覚症状がある場合の、当該自覚症状が薬剤の副作用によるものか否かに関する分析結果		
(2)	医療機関に対して、患者情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じて副作用その他の服薬情報の情報提供及びそれに基づく処方提案に適切に取り組み、薬剤服用歴に記載すること		
II 健康サポート機能			
1 薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した健康サポートを実施する上で			

の業務に係る手順書			
(1)	健サポ手順書に以下の項目に係る記載があるか。		
①	要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。		
②	健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。		
③	健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。		
④	上記①～③に基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。		
⑤	以下のような場合に受診勧奨すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合。 ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合。 ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合。 ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合。 ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合。 		
⑥	要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。		
2 医療機関その他の連携機関先のリスト			
(1)	以下の事項を満たしたリストであるか。	同一市町村になく隣接市町村にも近距離に連携施設がない場合は一部未記載でも可とする。	
①	地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。		
②	医療機関その他の連携機関の名称、住所、連絡先（電話番号、担当者氏名）及び備考が記入できる様式であること。	介護予防・日常生活支援総合事業の実施者とは、薬局所在の自治体ではなく、実際に事業を実施する民間企業等を指す。 ※参考スライド参照 担当者名については、病院等組織が大きい場合は担当部署でも差し支えないこと。	

3 健康サポートに係る連携機関に対する紹介文書			
(1)	以下の事項に係る欄が設けられているか。		健康サポートに係る紹介文書であり、「I-7 医療機関に対して情報提供する際の文書様式」とは趣旨が異なるため兼用せず、別個に様式を策定すること。
①	紹介先に関する情報		
②	紹介元の薬局・薬剤師に関する情報		
③	紹介文書を記載した年月日		
④	薬局利用者に関する情報		
⑤	相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報		
⑥	薬剤師から見た紹介理由		
⑦	その他特筆すべき事項		
4 地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料			
(1)	以下の内容が記載されているか		聴講は実績や予定としては認められないこと。
①	事業の概要 ■通知での例示■ ・地域の職能団体による健康の保持増進の地域住民向けイベント等の開催への協力。 ・学校等を通じた、児童生徒に対する医薬品の適正使用の講演等。 ・老人クラブ等を通じた、高齢者に対する医薬品の適正使用の講演等。 ・地域の行政機関や関係団体等を通じた、地域住民に対する健康の保持増進に係る啓発イベント。		
②	参加人数		
③	場所及び日時		
④	当該薬局の参加薬剤師の氏名と実施内容（担当等）		
5 常駐する薬剤師の資質を確認する書類			
(1)	以下の有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証の写しが添付されているか。		管轄保健所へ原本を提示し、照合を受けること。
①	技能習得型研修に係る修了証の写し。		
②	知識習得型研修に係る修了証の写し。		
③	上記2つの修了証は有効期限内のものか。		公益財団法人日本薬剤師研修センター発行仮修了証も可（ハガキ大）。
(2)	研修修了薬剤師の勤務体制が確認できる資料に以下の内容が記載されているか。		「I-2 薬剤師の勤務表」に①、②のことが明記されていれば、その書類の添付のみで差支えない。
①	開局時間		
②	研修修了薬剤師それぞれの曜日ごとの勤務時間		
③	開局時間中、必ず研修修了薬剤師が常駐する体制となっているか。		
6 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる資料			
(1)	相談窓口の写真が添付されているか。		待合席及び投薬窓口・会計場所との位置関係が明示された画像とすること。
(2)	相談しやすい環境をつくるために、間仕切り等（パーティション等）で区切るなどして、個人情報に配慮されているか。		間仕切り等（パーティション等）で区切られた構造又は相談内容が聞こえない構造であれば可とする。

7 薬局の外側に掲示予定のものが確認できる資料			
(1)	健康サポート薬局である旨の掲示予定の表示に係る資料又は写真	(1)(2)とも写っている場合は、写真1枚で可※	
(2)	要指導医薬品等や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨の掲示予定の表示に係る資料又は写真	(1)(2)とも写っている場合は、写真1枚で可※	
8 薬局の中で提示予定のもの(実施している健康サポートの具体的な内容)が確認できる資料			
(1)	日々の健康相談などの具体的な内容と実施日の記載された掲示物又は提示予定のもの		
9 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト			
(1)	全ての薬効群で、要指導医薬品、第一類医薬品、第二类医薬品又は第三類医薬品のいずれかを取り扱っているか。		
(2)	痔疾用剤として、内用痔疾用剤及び外用痔疾用剤のいずれかを取り扱っているか。	趣旨を踏まえいずれも取り扱うことが望ましい。	
(3)	ビタミン主薬製剤、ビタミンA主薬製剤、ビタミンD主薬製剤、ビタミンE主薬製剤、ビタミンB1主薬製剤、ビタミンB2主薬製剤、ビタミンB6主薬製剤、ビタミンC主薬製剤、ビタミンAD主薬製剤、ビタミンB2B6主薬製剤、ビタミンEC主薬製剤、ビタミンB1B6B12主薬製剤、ビタミン含有保健薬(ビタミン剤等)、カルシウム主薬製剤、タンパク・アミノ酸主薬製剤のいずれかを取り扱っているか。	趣旨を踏まえいずれも取り扱うことが望ましい。	
(4)	一般点眼薬、人工涙液、洗眼薬のいずれかを取り扱っているか。	趣旨を踏まえいずれも取り扱うことが望ましい。	
(5)	鼻炎用薬として、鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬のいずれかを取り扱っているか。	趣旨を踏まえいずれも取り扱うことが望ましい。	
(6)	漢方製剤、生薬製剤(他の薬効群に属さない製剤)のいずれかを取り扱っているか。	趣旨を踏まえいずれも取り扱うことが望ましい。	
10 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト			
(1)	衛生材料を取り扱っているか。	①～⑦の分類にこだわらず、衛生材料として1品目でも扱っていれば可とするが、趣旨を踏まえいずれも取り扱うことが望ましい。	
①	救急手当用品として、「救急箱、絆創膏、防水フィルム(きず用)、脱脂綿、清浄綿、ガーゼ、滅菌ガーゼ、包帯通常タイプ、包帯伸縮タイプ、包帯粘着タイプ、ネット包帯、リント布、三角布、T字帯、眼帯、指サック」を取り扱っているか。		
②	保護・固定健康用具として、「テーピングテープ(キネシオテープ)、サージカルテープ(ホワイトテープ)、サポーター」を取り扱っているか。		
③	ヘルスクケア用品として、「マスク、ウイルス・花粉対策マスク、耳栓、水差し、綿棒、爪切り・毛抜き、ピンセット、耳かき、基礎体温表、生理用ナプキン、生理用タンポン、おりものシート」を取り扱っているか。		
④	服薬支援用品として、「オブラート、お薬服用ゼリー、カプセル」を取り扱っているか。		
⑤	避妊・性交関連用品として、「避妊具(コンドーム等)」を取り扱っているか。		
⑥	熱さまし用品として、「アイス枕、氷嚢、冷却シート、瞬間冷却スプレー」を取り扱っているか。		
⑦	コンタクトレンズケア用品として、「コンタクトレン		

	ズ洗浄・保存・消毒液」を取り扱っているか。		
(2)	介護用品を取り扱っているか。	①～③の分類にこだわらず、介護用品として1品目でも扱っていれば可とするが、趣旨を踏まえいずれも取り扱うことが望ましい。 ③については、カタログによる提供でも可とする。	
①	大人用オムツとして、「大人用オムツ（フラットタイプ）、大人用オムツ（パンツタイプ）、大人用失禁パット、大人用失禁パンツ」を取り扱っているか。		
②	介護用品として、「介護用清浄用品（清拭剤・ウェットナブキン、ボディークリーム・シャンプー等）、介護用消臭・脱臭用品（防臭剤、除菌剤、オムツ取替え手袋等）、介護用食器用品（スプーン・フォーク、コップホルダー、水飲み、エプロン等）、褥創予防具（クッションマット、パット等）、介護用肌着・寝間着類」を取り扱っているか。		
③	介護用品として、「排泄関連用具（ポータブルトイレ、トイレ用手すり等）、入浴関連用具（すべり止めマット、シャワーチェア、浴槽台、浴槽用手すり等）、療養ベッド、歩行補助器（歩行器、杖・歩行補助杖、車椅子等）」を取り扱っているか。		
11 開店している営業日及び開店時間を記載した文書			
(1)	開店している営業日及び開店時間を記載した文書を添付しているか。	「I-2 薬剤師の勤務状況に係る添付書類」に明記されていれば、改めての添付は不要。	
(2)	平日は、午前8時から午後7時までの時間帯に8時間以上連続して開局しているか。	在宅対応のための閉局時間を、開局時間としては認められない。	
(3)	土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には、4時間以上開局しているか。		
12 要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料			
(1)	相談年月日、対応者、受診勧奨及び紹介の実施内容を含む対応内容欄が設けられた様式であるか。		
13 積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料			
(1)	添付資料には以下のことが記載されているか。	当該薬局に係る実績が記載されていること。グループ薬局の実績は不可。	
①	取組みの概要 ■通知での例示■ ・薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施 ・薬剤師による健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組 ・医師や保健師と連携した糖尿病予防教室の開催 ・管理栄養士と連携した栄養相談会の開催		
②	参加人数		
③	場所及び日時		
(2)	当該薬局として、月1回程度実施しているか。	過去の実績は必要だが、今後、継続して月1回程度、積極的な取組を実施していくことが確認できれば可とする。	
14 薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料			
(1)	取組みの概要が分かる資料が添付されているか。 ■通知での例示■ ・地域の薬剤師会等での学術大会や勉強会での発表、地	当該薬局に係る実績が記載されていること。グループ薬局の実績は不可。	

	域の薬剤師会広報誌への掲載 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医学薬学等に関する学会への発表や学術論文の投稿 ・ 健康増進に関する情報発信を目的としたホームページ ・ 地域の住民向け広報誌など様々な媒体を活用した情報発信 		
15 国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料			
(1)	パンフレット配布やポスター掲示の状況が分かる写真が添付されているか※。		

※写真と記載されている添付書類は、パソコンから印刷したカラー画像でも差支えない。

○参考資料

	都道府 県	保険者名	①総合事業	②在宅医療・介 護連携推進事業	③生活支援体制 整備事業	④認知症総合支援事業	
						初期集中支援事 業	地域支援・ケア向 上事業
			実施時期	(予定)実施時期	(予定)実施時期	(予定)実施時期	(予定)実施時期
1	福島県	福島市	平成 28 年 3 月	平成 27 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 27 年 9 月
2	福島県	二本松市	平成 28 年 12 月	平成 28 年 2 月	平成 30 年 3 月	平成 28 年 12 月	平成 27 年 12 月
3	福島県	伊達市	平成 27 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 28 年 4 月
4	福島県	本宮市	平成 28 年 2 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 3 月	平成 27 年 10 月	平成 27 年 10 月
5	福島県	桑折町	平成 28 年 3 月	平成 28 年 4 月	平成 29 年 1 月	平成 29 年 4 月	平成 29 年 4 月
6	福島県	国見町	平成 28 年 1 月	平成 28 年 4 月	平成 28 年 1 月	平成 29 年 4 月	平成 29 年 4 月
7	福島県	川俣町	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 29 年 10 月	平成 28 年 1 月	平成 27 年 4 月
8	福島県	大玉村	平成 28 年 3 月	平成 29 年 4 月	平成 28 年 6 月	平成 27 年 10 月	平成 27 年 9 月
9	福島県	須賀川市	平成 28 年 3 月	平成 28 年 4 月	平成 28 年 4 月	平成 29 年 10 月	平成 28 年 4 月
10	福島県	田村市	平成 28 年 3 月	平成 27 年 7 月	平成 28 年 1 月	平成 30 年 3 月	平成 28 年 4 月
11	福島県	鏡石町	平成 28 年 3 月	平成 28 年 4 月	平成 29 年 10 月	平成 28 年 8 月	平成 28 年 10 月
12	福島県	天栄村	平成 28 年 3 月	平成 28 年 4 月	平成 28 年 4 月	平成 28 年 10 月	平成 30 年 4 月
13	福島県	石川町	平成 28 年 3 月	平成 27 年 7 月	平成 28 年 11 月	平成 29 年 4 月	平成 28 年 10 月
14	福島県	玉川村	平成 28 年 3 月	平成 27 年 7 月	平成 28 年 9 月	平成 29 年 10 月	平成 29 年 4 月
15	福島県	平田村	平成 28 年 4 月	平成 27 年 7 月	平成 28 年 4 月	平成 29 年 10 月	平成 29 年 3 月
16	福島県	浅川町	平成 28 年 3 月	平成 27 年 7 月	平成 28 年 7 月	平成 29 年 4 月	平成 29 年 3 月
17	福島県	古殿町	平成 28 年 3 月	平成 28 年 4 月	平成 28 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 28 年 11 月
18	福島県	三春町	平成 29 年 1 月	平成 27 年 7 月	平成 30 年 1 月	平成 29 年 11 月	平成 29 年 4 月
19	福島県	小野町	平成 28 年 1 月	平成 28 年 6 月	平成 29 年 4 月	平成 30 年 3 月	平成 30 年 3 月
20	福島県	白河市	平成 29 年 4 月	平成 28 年 4 月	平成 29 年 5 月	平成 28 年 7 月	平成 27 年 10 月
21	福島県	西郷村	平成 29 年 4 月	平成 28 年 4 月	平成 30 年 3 月	平成 29 年 10 月	平成 29 年 8 月
22	福島県	泉崎村	平成 29 年 4 月	平成 28 年 4 月	平成 30 年 1 月	平成 29 年 7 月	平成 29 年 7 月
23	福島県	中島村	平成 29 年 4 月	平成 28 年 4 月	平成 28 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 28 年 4 月
24	福島県	矢吹町	平成 29 年 4 月	平成 28 年 4 月	平成 28 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 28 年 4 月
25	福島県	棚倉町	平成 28 年 10 月	平成 28 年 4 月	平成 30 年 3 月	平成 29 年 7 月	平成 29 年 7 月
26	福島県	矢祭町	平成 29 年 1 月	平成 28 年 4 月	平成 28 年 4 月	平成 29 年 7 月	平成 30 年 4 月
27	福島県	塙町	平成 29 年 1 月	平成 28 年 4 月	平成 29 年 11 月	平成 29 年 7 月	平成 30 年 3 月
28	福島県	鮫川村	平成 29 年 1 月	平成 28 年 4 月	平成 29 年 9 月	平成 29 年 7 月	平成 28 年 10 月
29	福島県	会津若松市	平成 29 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 29 年 10 月	平成 29 年 4 月	平成 27 年 4 月
30	福島県	喜多方市	平成 29 年 1 月	平成 29 年 4 月	平成 28 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 27 年 10 月
31	福島県	北塩原村	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 29 年 4 月
32	福島県	西会津町	平成 28 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 27 年 5 月
33	福島県	磐梯町	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月

都道府県	保険者名	①総合事業 実施時期	②在宅医療・介護連携推進事業 (予定)実施時期	③生活支援体制整備事業 (予定)実施時期	④認知症総合支援事業		
					初期集中支援事業 (予定)実施時期	地域支援・ケア向上事業 (予定)実施時期	
34	福島県	猪苗代町	平成 29 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 30 年 1 月	平成 30 年 3 月	平成 29 年 4 月
35	福島県	会津坂下町	平成 29 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 28 年 4 月	平成 29 年 10 月	平成 29 年 4 月
36	福島県	湯川村	平成 29 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 28 年 11 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月
37	福島県	柳津町	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月
38	福島県	三島町	平成 28 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月
39	福島県	金山町	平成 28 年 10 月	平成 30 年 4 月	平成 28 年 6 月	平成 29 年 4 月	平成 29 年 4 月
40	福島県	昭和村	平成 28 年 3 月	平成 29 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 29 年 3 月	平成 29 年 3 月
41	福島県	会津美里町	平成 28 年 4 月	平成 27 年 12 月	平成 27 年 11 月	平成 27 年 10 月	平成 27 年 4 月
42	福島県	下郷町	平成 28 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月
43	福島県	檜枝岐村	平成 28 年 4 月	平成 30 年 3 月	平成 30 年 3 月	平成 30 年 3 月	平成 27 年 4 月
44	福島県	只見町	平成 27 年 10 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 3 月	平成 27 年 10 月
45	福島県	南会津町	平成 28 年 3 月	平成 30 年 4 月	平成 28 年 6 月	平成 29 年 4 月	平成 28 年 10 月
46	福島県	相馬市	平成 28 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 28 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 28 年 4 月
47	福島県	南相馬市	平成 28 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 28 年 2 月	平成 28 年 3 月
48	福島県	広野町	平成 29 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 3 月	平成 28 年 11 月
49	福島県	楡葉町	平成 28 年 3 月	平成 28 年 10 月	平成 28 年 4 月	平成 30 年 3 月	平成 28 年 4 月
50	福島県	富岡町	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月
51	福島県	川内村	平成 28 年 12 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月
52	福島県	大熊町	平成 28 年 3 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月
53	福島県	双葉町	平成 29 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月
54	福島県	浪江町	平成 29 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 30 年 3 月	平成 30 年 3 月	平成 30 年 3 月
55	福島県	葛尾村	平成 29 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 29 年 11 月	平成 29 年 10 月
56	福島県	新地町	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月
57	福島県	飯舘村	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 30 年 4 月
58	福島県	郡山市	平成 28 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 27 年 8 月	平成 27 年 4 月	平成 27 年 4 月
59	福島県	いわき市	平成 29 年 1 月	平成 27 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 28 年 6 月	平成 27 年 4 月

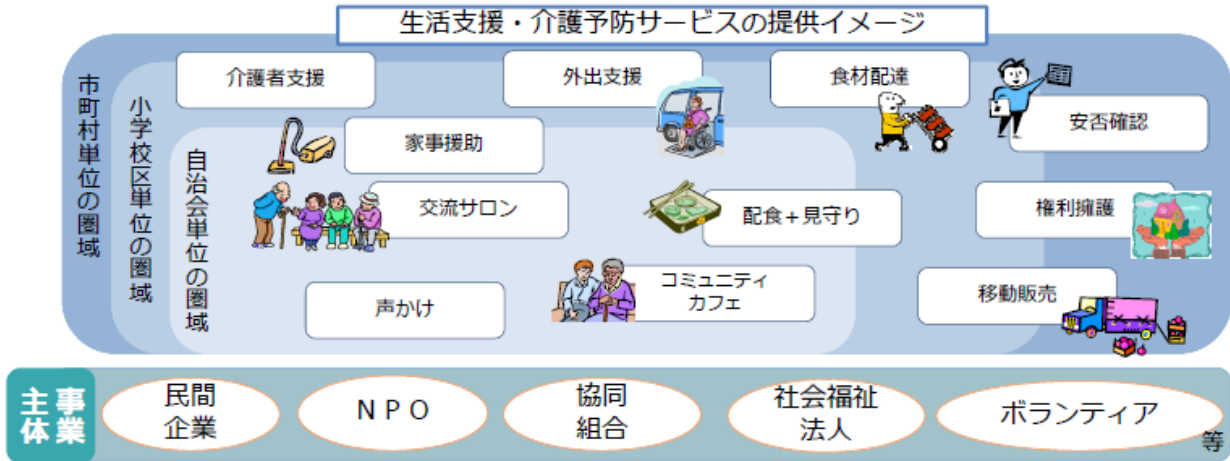
【厚生労働省ホームページ「介護予防・日常生活支援総合事業」掲載データより抜粋】

※H29. 8. 1時点の情報です。その後の実施状況については、出典記載のホームページにて御確認ください。

多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援



バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）

➡ 民間とも協働して支援体制を構築

4

【厚生労働省ホームページ「介護予防・日常生活支援総合事業」掲載スライドより抜粋】

衛生材料等の取扱い

- 衛生材料、介護用品の取扱いを要件化することの検討材料として、「薬局における健康情報提供状況等に関する実態調査」を用いて衛生材料等の品目数の分析を行った。

衛生材料

製品群	品 目
救急手当用品	救急箱、絆創膏、防水フィルム(きず用)、脱脂綿、清浄綿、ガーゼ、滅菌ガーゼ、包帯通常タイプ、包帯伸縮タイプ、包帯粘着タイプ、ネット包帯、リント布、三角布、T字帯、眼帯、指サック
保護・固定健康用具	テーピングテープ(キネシオテープ)、サージカルテープ(ホワイトテープ)、サポーター
ヘルスケア用品	マスク、ウイルス・花粉対策マスク、耳栓、水差し、綿棒、爪切り・毛抜き、ピンセット、耳かき、基礎体温表、生理用ナプキン、生理用タンポン、おりものシート、
服薬支援用品	オブラート、お薬服用ゼリー、カプセル
避妊・性交関連用品	避妊具(コンドーム等)
熱さまし用品	アイス枕、氷嚢、冷却シート、瞬間冷却スプレー
コンタクトレンズケア用品	コンタクトレンズ洗浄・保存・消毒液

介護用品

製品群	品 目
大人用オムツ	大人用オムツ(フラットタイプ)、大人用オムツ(パンツタイプ)、大人用失禁パット、大人用失禁パンツ
介護用品	介護用清浄用品(清拭剤・ウェットナプキン、ボディソープ・シャンプー等)、介護用消臭・脱臭用品(防臭剤、除菌剤、オムツ取替え手袋等)、介護用食事用品(スプーン・フォーク、コップホルダー、水飲み、エプロン等)、褥創予防具(クッションマット、パット等)、介護用肌着・寝間着類
介護用品 ※カタログによる提供でも可	排泄関連用具(ポータブルトイレ、トイレ用手すり等)、入浴関連用具(すべり止めマット、シャワーチェア、浴槽台、浴槽用手すり等)、療養ベッド、歩行補助器(歩行器、杖・歩行補助杖、車椅子等)

16

【H27.7.2 第3回健康情報拠点薬局(仮 称)のあり方に関する検討会資料より抜粋】